



「第二次日本経穴委員会」便り

～第51回 研究編を執筆して～

第二次日本経穴委員会・作業部会委員 かとりとしみつ
香取俊光

はじめに

いよいよ第二次日本経穴委員会の宿願であった『WHO/WPRO標準経穴部位—日本語公式版—』（医道の日本社）が出版される予定です。また、これに並行して委員会も協力してきた東洋療法学校協会と日本理療科教員連盟（理教連）による経穴概論の教科書（改訂版）、さらに、これまでの資料や部位決定の経過などをまとめた研究編である『標準経穴学〈第二版〉』（仮称、医歯薬出版）が来春に出版となりました。また、経穴学の教科書の補助本を執筆しようとしています。

さて、今回の便りでは、研究編の執筆の状況を少し紹介してみようと思います。

研究編の内容とその一部

研究編では、各経穴の部位決定に使用した各国のテキストや古典のデータ、3カ国の協議の結果としての中国語草案、WHO/WPRO公式版の英語文、そして日本語訳が掲載される。これに各委員が部位決定までの経過や理由などの解説を加えた。361穴の中には、2部位が移動したもの、すんなり合意されなかったものや部位は同じでも、厳密に取穴していくと若干移動

しているものもある。漢字の表記や日本語の読み方の諸説なども解説した。各委員とも、執筆には苦慮して担当分を個性豊かに、その思い入れを書き込んだ。筆者の担当部分から少し紹介してみよう。

霊道（HT4）～陰郄（HT6）

この3穴は古典や各種テキストでは相違が認められず、標記や解剖学的な議論が重ねられた。

例えば霊道は、『甲乙経』に「掌後一寸五分」とあるのを、公式版では「尺側手根屈筋腱の橈側縁、手関節掌側横紋の上方1.5寸」としたが、解剖学的に明瞭とするため、尺骨茎状突起との関係が検討された。解剖書を何冊も比較し、茎状突起は尺骨の下端前面にあるのではなく、遠位下端の小さな突起であることが確認された。本穴や通里・陰郄が関わる隆起は「尺骨頭」であり、注記として、霊道は尺骨頭上縁（根部）、通里は体部、陰郄は底部とした。

後溪（SI3）

後溪は古典や各種テキストには相違がなく、同一部位と判断され、部位は「手背、第5中手指節関節尺側の近位陥凹部、赤白肉際。注：軽く拳を握り、遠位手掌線の尺側端、赤白肉際に

ある」と決定した。

第5中手指節関節尺側の近位陥凹部の後溪を取るのに、手関節から指先になで上げていく方法もあるが、今回の取穴ではいわゆる手相の感情線の溝を辿って尺側の端に取る方法をとった。

この溝について、英語版では「skin crease of the palm」とあり、「手掌の遠位横紋」と訳してみたがピンとこない。この溝にまで解剖用語があるのかと困惑した。調べてみると、これまでも、理教連の経穴学の教科書では少府の取穴を「手を握ったとき、手掌面に触れる小指頭と薬指頭との中間に取る。手掌横紋上にあたる」とし、「手掌横紋」という言葉が使われている。さらに、星野一正『臨床に役立つ生態の観察〈縮刷版〉体表解剖と局所解剖』（第二版、医歯薬出版）では「遠位水平シワ（distal transverse crease）」とあり、手掌全部の名称も決められている。『目で見る局所解剖学』（廣川書店）も同様である。『ステッドマン医学大事典』に「palmar crease」を「手掌線」と訳してあり、インターネットでは「遠位手掌皮線（distal palmar crease）」が出てきた。

「crease」を「しわ」「横紋」「線」のどれで訳すかが、問題となった。その中で「線」を採択し、この部分の単語として「遠位手掌線」が最も誤解がない、として日本語訳が完成した。

支正 (SI7)

支正は前腕の骨度に変更されたため、部位が移動した。古典には「腕後五寸」とあり、各種テキストも相違は見られず、日本原案として「陽谷の上方5寸、尺骨後面尺側」とした。

3カ国の協議では2つの論点が出された。

論点1は、起点の表記で、陽谷（日本・韓国）、手関節横紋（中国）と分かれていたが、解剖学

的な表記の「手関節横紋」が全体方針から適当と判断された。論点2は、支正の解剖学的標記をどうするかであった。日本のこれまでのテキストや日本原案は「尺骨と尺側手根伸筋との間」（陽経は伸筋との考え）であった。草案や協議中の韓国・中国の主張は「尺骨内縁と尺側手根屈筋の間」で、この屈筋の起始は上腕骨内側上顆・尺骨上半分の後側なので、本穴はこの屈筋と尺骨の間で前腕後内側にもなることを解剖書で確認し、同意に至った。また、韓国・中国から前腕が立体的で「連線」であると主張され、日本側も同意し注として採択された。

大椎 (GV14) と肩中兪 (SI15) の体表区分

大椎 (GV14) と肩中兪 (SI15) の体表区分については、ガイドラインでは後頸部と上背部との境界は「第7頸椎と肩峰を結ぶ線」としている。境界域上にある経穴は上方の区分とした。

大椎は「後正中線上、第7頸椎棘突起下方の陥凹部」であり、境界線なので後頸部と判断された。肩中兪は「第7頸椎棘突起下縁と同じ高さ、後正中線の外方2寸」で、後頸部との境界線より微妙に下方にあり、上背部と判断された。

おわりに

研究編の執筆には、活用され、読みやすく、歴史に残るような資料的価値を与えようと、各委員が精魂を込めました。日本語公式版や教科書の参考になると思いますので、一度は手にして頂ければ幸いです。活動に参加できた喜びを胸に筆を置きたいと思います。

(〒371-0805 群馬県前橋市南町4-5-1 群馬県立盲学校内)